

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Financial Restructuring

---

2026年5月29日

### 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」および Q&Aの改定の公表

弁護士 四十山 千代子/ 弁護士 森 真幸人

#### Contents

---

I. はじめに

II. 改定の背景

III. 改定の内容

IV. おわりに

【別表: 主要な改定の一覧】

(1) 中小企業事業再生ガイドライン

(2) Q&A

## I. はじめに

中小企業の事業再生等に関する研究会は、2026年3月16日、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(以下「中小企業事業再生ガイドライン」という。)  
および Q&A(以下「Q&A」という。)  
の一部改定を公表した<sup>1</sup>。当該改定は、2026年4月1日から適用される。

---

<sup>1</sup> <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2026/n031602/>

中小企業の事業再生等に関するガイドライン

[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news380316\\_1.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news380316_1.pdf)

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&A

[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news380316\\_2.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news380316_2.pdf)

## II. 改定の背景

今般の一部改定は、足元における中小企業の事業再生等に向けた支援のニーズの高まりを踏まえ、地域経済の維持・成長に向けた早期事業再生やその手段としての事業承継・M&A の重要性、当該局面における経営者の高齢化等への懸念や経営者保証がある場合の対応、有事の対応の迅速化・円滑化に向けた平時からの中小企業者・金融機関間のコミュニケーションの重要性を示すほか、活用実績を踏まえた実務上の取扱いの明確化等を行い、中小企業事業再生ガイドラインの実効性を一層強化することを目的としたものである。

## III. 改定の内容

主要な改定内容は本記事末尾の別表のとおりであるが<sup>2</sup>、その中でも特に重要と考えられるものは以下のとおりである。

- ① 「経営者保証に関するガイドライン<sup>3</sup>」、「中小 M&A ガイドライン<sup>4</sup>」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針<sup>5</sup>」および「金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化に向けたモニタリングレポート(2025)<sup>6</sup>」等を参照すべきことが追記された。
- ② 債権者である金融機関における対応として、平時から、経営者の年齢、健康状態の変化、後継者の有無等、今後の経営に影響を及ぼし得る要素を幅広く加味した上で助言を行うべきこと、また事業承継や M&A 等を進める場合においては、経営者保証がそれらのネックとなり得ることを認識すべきことが追記された。
- ③ 中小企業事業再生ガイドライン手続を利用して、プレ再生計画<sup>7</sup>と同様の内容の事業再生計画を策定し同計画を成立させることが可能であることが明記された<sup>8</sup>。
- ④ 財務デューデリジェンスの基準日について、直前の決算期末を基準日とした実態債務超過額や清算価値を参照することが適切でない場合には、事業再生計画案を提示する直近時点を基準日とする実態貸借対照表や清算貸借対照表を改めて作成し、これらを参照して実態債務超過額や清算価値を確認すること等も許容されることが追記された<sup>9</sup>。

---

2 改定前のガイドラインとの具体的な相違点については、中小企業の事業再生等に関する研究会が公表している新旧対照表 ([https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news380316\\_3.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news380316_3.pdf)) も参照されたい。

3 (一般社団法人全国銀行協会、2013年12月) <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/adr/sme/guideline.pdf>

4 (中小企業庁、2024年8月) <https://www.meti.go.jp/press/2024/08/20240830002/20240830002-br.pdf>

5 (金融庁、2026年4月) <https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/chusho/index.html>

6 (金融庁、2025年6月) <https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250630-3/02.pdf>

7 「中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊 2 再生支援実施要領 Q&A」(中小企業庁、2025年1月29日) Q32 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2025/250129kaitei/001.pdf>

8 従前は、(i) ガイドライン・再生型では、小規模企業者の例外を除き、数値基準を満たさない事業再生計画は認められておらず、本格的な再生計画の立案の前段階としてプレ再生計画の策定を見込んでいる場合には、協議会スキームを活用することが考えられる、(ii) プレ再生計画は、数値基準を満たさないためガイドライン・再生型に基づく事業再生計画とはいえないものの、ガイドライン・再生型に準じた手続により同内容の計画を成立させることは可能である、と考えられるとされていた(小林信明・中井康之編『中小企業の事業再生等に関するガイドラインのすべて[第2版]』(商事法務、2025年)(以下「ガイドラインのすべて」という。))111頁以下)。

9 従前より、財務デューデリジェンス(清算貸借対照表や実態貸借対照表)の基準日について、直近の決算期とするのが一般的であるものの、経済合理性の説明との関係で、スポンサーへの事業譲渡等の直前時期なるべく近い基準日に対応する場合もあるとの議論がなされていた(ガイドラインのすべて24頁以下および396頁以下)。

## IV. おわりに

2022年4月の中小企業事業再生ガイドラインの適用開始以降、同ガイドラインを活用した事業再生または廃業の事例は着実に増加している。

今般の中小企業事業再生ガイドライン改定に伴う、実務の運用面に関するガイドラインの規定の明確化、早期事業再生やその手段としての事業承継・M&Aの重要性の認識向上、平時からの中小企業者・金融機関間のコミュニケーションの強化等により、今後の一層の同手続の活用が期待される。

### 【別表:主要な改定の一覧】

#### (1) 中小企業事業再生ガイドライン

| 中小企業事業再生ガイドラインにおける該当箇所   | 改定の概要  |
|--|--|
| 第二部 1.「平時における中小企業者と金融機関の対応」(1)「平時の重要性」   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平時における適時適切な対応により期待される効果として、経営資源の毀損・流出の防止を通じて地域経済の維持・成長に資することを追記。</li> </ul>   |
| 第二部 1.(2)「債務者である中小企業者の対応」<br>②「適時適切な情報開示等による経営の透明性確保」および同④「予防的対応」              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 適時適切な開示・説明に努める情報の対象として、公租公課の納付状況を明記。</li> <li>● 中小企業者は、経営者保証があるときは、それが事業承継やスポンサーへの事業譲渡を進める上でのリスクとなり得ることを認識し、「経営者保証に関するガイドライン」や「中小 M&amp;A ガイドライン」等も参照しながら、適切な対応を講じておくことが重要であることを追記。</li> </ul>                          |
| 第二部 1.(3)「債権者である金融機関の対応」①「経営課題の把握・分析等」   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関が中小企業者に対して行う助言について、経営者の年齢や健康状態、後継者の有無といった今後の経営に影響を及ぼし得る要素、経営者自身の生活、従業員の雇用等への影響、経営者保証が事業承継や M&amp;A 等を進める上でのネックとなり得ること等を踏まえるとともに、「経営者保証に関するガイドライン」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「中小 M&amp;A ガイドライン」等も参照することを追記。</li> </ul> |
| 第二部 2.「有事における中小企業者と金融機関の対応」  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業再生の効果として、経営資源の毀損・流出の防止を通じて地域経済の維持・成長につながり得ることを追記。</li> </ul>  |
| 第二部 2.(1)「債務者である中小企業者の対応」<br>④「有事における段階的対応」および(2)「債権者である金融機関の対応」③「有事における段階的対応」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 抜本的な金融支援等の対応策を講じてもなお事業再生が困難な場合において、廃業により経営者自身の生活や従業員の雇用等、債権者である金融機関をはじめとする関係者にとって望ましい結果となることが想定される場合には、段階的対応を講じているかにかかわらず、早期決断に向けた検討等も排除されないことを明記。</li> </ul>   |

## (2) Q&A

| Q&A における該当箇所 | 改定の概要  |
|--------------|--|
| Q&A6         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業者の金融機関に対する財産状況等の適時適切な開示は、「平時」であるか「有事」であるかにかかわらず、一般的に求められることを追記。</li> <li>● 中小企業事業再生ガイドライン手続開始等の前に不正確な情報開示があったことをもって、同手続の利用が直ちに否定されるものではないことの確認に加え、その際の考慮要素として、不正確な開示の金額・態様・動機の悪質性のみならず、早期にスポンサーへの事業譲渡や廃業等を決断することが債権者や従業員等との関係でもその悪影響の防止に資することも含まれる旨を追記。</li> <li>● 経営者保証に関するガイドラインについても、不正確な情報開示があったことをもって、その利用が直ちに否定されるものではないことを追記。</li> </ul> |
| Q&A9-2(追加)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業者において、金融機関による真摯な伴走支援や協調行動を引き出すために平時から避けておくべき経営行動の例として、(i) 金融機関に対して経営状況や財務状況を開示せず、または、虚偽の報告(粉飾決算等)を行うこと、(ii) 経営者と中小企業者の資産を一体的に運用すること等を例示。</li> <li>● 金融機関においても、必要に応じて「金融機関における粉飾等予兆管理態勢の高度化に向けたモニタリングレポート(2025)」等も参照しながら、中小企業者との真摯なコミュニケーションに努めることが望ましいことを指摘。</li> </ul>   |
| Q&A15-2(追加)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 有事において金融機関が提供に努めることとされる「経営資源の集約化等に向けたソリューション」の具体例として、中小企業者の事業再生に際して、再生企業等の集約化・統合を実施する事業会社やファンド等がスポンサー支援を行うことも有益な方法である<sup>10</sup>ことを指摘。</li> </ul>   |
| Q&A33-2      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生型で数値計画の検証が必要となる場合や、再生型や廃業型でスポンサーへの事業譲渡を伴う場合で、第三者支援専門家に公認会計士が選任されていないときは、第三者支援専門家補佐人として公認会計士を選任するべきであることを追記。</li> </ul>  |
| Q&A43        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第三者支援専門家の就任時や案件終了時の報告先について、リスト掲載にかかわらず、中小企業活性化協議会全国本部および実務家協会双方に報告するというルールに変更。</li> </ul>   |
| Q&A46        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時停止の要請の内容について、「元金」の返済猶予要請のみならず、「元利金」の返済猶予要請もあり得ることを踏まえた表記に変更。</li> </ul>   |
| Q&A57-2(追加)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業事業再生ガイドライン手続を利用して、プレ再生計画(債務減免等の要請を含まない)と同様の内容の事業再生計画を策定し、同計画を成立させることが可能であることを明記。</li> <li>● 同計画は、中小企業事業再生ガイドラインの数値基準を充足する事業再生計画とはいえないものの、同ガイドラインの規定に沿って、その後の調査報告、債権者会議の開催や同意の下での計画成立、計画成立後のモニタリングを進めていくことが推奨されることを明記。</li> </ul>  |
| Q&A61-2      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財務デューデリジェンスの基準日について、直前の決算期末を基準日とした実態債務超過額や清算価値を参照することが適切でない場合には、事業再生計画案</li> </ul>  |

<sup>10</sup> 中小企業庁 中小企業政策審議会金融小委員会(第15回)参照

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kinyu/015.html>

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>を提示する直近時点を基準日とする実態貸借対照表や清算貸借対照表を改めて作成し、これらを参照して実態債務超過額や清算価値を確認することは許容されることを明記。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 合理的と思われる客観的な一時点を基準日として実態貸借対照表や清算貸借対照表を作成し、これらを参照して実態債務超過額や清算価値を確認することも許容されることを追記。</li> <li>● 廃業型私的整理手続において、財務デューデリジェンスが実施されず清算貸借対照表のみが作成される場合の基準日について、事業価値が時の経過とともに毀損され、弁済原資となる財産の減少が生じるようなときは、弁済計画案を提示する直近時点も許容されることを明記。</li> <li>● 廃業型私的整理手続において、手続開始後に適切な処分の実施により資産の換価が進んでいる場合には、換価前の手続開始時の清算価値を参照することが一般的であることを追記。</li> </ul> |
| Q&A73 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての対象債権者から同意を得ることができないことが明確となった場合、第三者支援専門家は手続を終了させることになること、また、計画の不成立等により手続を終了した場合は、その旨の通知書を第三者支援専門家から対象債権者へ送付することが望ましいことを追記。</li> </ul>  |
| Q&A84 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「一時停止の要請」書面には、第三者支援専門家が選任されている場合は第三者支援専門家の氏名を記載することが望ましいことを追記。</li> </ul>   |
| Q&A88 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃業型の場合における中小企業者による債権者に対する弁済を最大化するための努力について、風評等によりかえって事業価値・資産価値を毀損するおそれがある場合には、清算価値を超える合理的な処分方法であれば、必ずしも入札や相見積り等を行う必要はないことを明記。</li> </ul>  |

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 四十山 千代子 ([chiyoko.yosoyama@amt-law.com](mailto:chiyoko.yosoyama@amt-law.com))  
弁護士 森 真幸人 ([masato.mori@amt-law.com](mailto:masato.mori@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

本記事(または本記事の一部)は商事法務 CODE にも掲載しています。